

かわさき区子育てフェスタ実行委員公募要領

(目的)

第1条 この要領は、かわさき区子育てフェスタ実行委員（以下「実行委員」という。）の公募実施にあたり、公募方法等について必要な事項を定めることを目的とする。

(申込資格)

第2条 申込者の資格要件は、次の全てを満たすこととする。

- (1) 年齢が18歳以上の者
- (2) 本区に在住1年以上の者、または本区において子育て支援に関わる活動を3年以上行っている者
- (3) 本市の附属機関等の委員となっていない者
- (4) 本市の職員でない者
- (5) 本区で子育て活動を行っている者
- (6) 宗教活動・政治活動・営利活動を目的とした者でないこと

(公募人員)

第3条 公募人員は、2名以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、各年度の子育てフェスタの実施報告等関連業務が終了するまでとする。

(申込方法)

第5条

- (1) 申込者は、次の事項を記載した申込書を提出する。
 - ア 住所、氏名、電話番号、性別、生年月日
 - イ 区民となった年月
 - ウ 職業、職歴、子育て支援活動経験
 - エ 申込理由
- (2) 申込書の様式は、自由とする。

(選考方法)

第6条

- (1) 公募委員の選考は、書類選考等とし、公募委員選考表（別紙様式）によ

り行うものとする。

(2) 前号の選考を行うため、かわさき区子育てフェスタ公募実行委員選考委員会を設置する。

(3) 選考結果は、当該申込者に通知する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員の公募に関し必要な事項は、川崎区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長が定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年1月1日から施行する。